

質問書に対する回答 8

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2 提案の対象	「・技術提案の対象項目は設計書の項目「特-(1)床版取替工A」で定める範囲とする。 ・土工部路肩拡幅工、橋梁上部工仮設拡幅工、中央分離帯改良工、中央分離帯復旧工、床版取替工など、床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによる提案は評価の対象としない。」とありますが、床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによって床版取替工Aに影響を与える提案は評価の対象となりますでしょうか。	床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによる提案は評価の対象としません。
2	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2 提案の対象 ・4-3 提案の着眼点	技術提案評価項目3は、「特-(1)床版取替工A」に定める範囲の構造および施工計画を工夫を求めている、その提案効果が「特-(1)床版取替工A」以外の工事全体（標準工程1980日の縮減、車線切替数28ステップの縮減）に影響する場合もその縮減数が評価されるという理解でよろしいでしょうか。	そのような理解で結構です。